

○都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱

令和5年8月1日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都留市学校運営協議会規則(平成28年都留市教育委員会規則第2号)に規定する学校運営協議会の設置に当たり、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校及び地域の連携を図り、必要な作業を円滑に進めるための都留市学校運営協議会設置推進委員会(以下「委員会」という。)の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、学校運営協議会の設置及び設置について必要な事項の検討に関することとする。

(委員の委嘱)

第3条 委員会の委員は、15人(二以上の学校に一つの委員会を置くとき(二以上の学校が統廃合等により一つになり新たに委員会を置くときを含む。)は、15人に学校数を乗じて得た数)以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校運営協議会を設置しようとする市内小中学校(以下「対象学校」という。)の校長が推薦する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの
 - ア 対象学校の通学区域内の住民
 - イ 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の校長
- (3) 対象学校の教職員
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から学校運営協議会が設置された日までとする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、特別の事情により、委員会が認めたときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他委員会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課及び対象学校において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和6年10月1日教育委員会訓令第3号)

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

